

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 条 例
- 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

条 例

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第一号

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十五年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。） 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア 法第五十四条第一項第一号に掲げる基準（以下「認定省エネ基準」という。）に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十号第二号イ（2）及びロ（2）の基準（以下「誘導仕様基準」という。）を用いる場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る床面積

等の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が当該申請に係る建築物が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの（以下「適合証」という。）を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額

イ ア以外の場合 三万九千円（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、六千円

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。） 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 認定省エネ基準に誘導仕様基準を用いる場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「政令」という。）第三条第一号及び第二号に掲げる建築物の部分（以下「住戸部分」という。）の床面積等の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額及び別表第三の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の政令第三条第三号に掲げる建築物の部分（以下「共用部」という。）の床面積の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額を合算した額

イ ア以外の場合 別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額及び別表第三の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額を合算した額

第二条第三号中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、

同条第四号ア及びイを次のように改める。

- ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額
- （1）認定省エネ基準に誘導仕様基準を用いる場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る住宅の床面積等の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額及び別表第四（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第三（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第四（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）に定める額を合算した額
- （2）（1）以外の場合 別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄に定める額及び別表第四（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第三（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別

申請に係る住宅の床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の下欄に定める額を合算した額

(2) (1)以外の場合 別表第六の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 認定省エネ基準に誘導仕様基準を用いる場合 別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

(2) (1)以外の場合 別表第六の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

第三条第四号ウ中「別表第六」を「別表第八」に、「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第五号ア及びイを次のように改める。

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 認定省エネ基準に誘導仕様基準を用いる場合 別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る住戸部分の床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額、別表第七の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の下欄に定める額を合算した額

(2) (1)以外の場合 別表第六の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額、別表第七の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する部分の床面積の区分に応じ、別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の下欄に定める額を合算した額

に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第八（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第七）の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 認定省エネ基準に誘導仕様基準を用いる場合 別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る住戸部分の床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第七の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額を合算した額

(2) (1)以外の場合 別表第六の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第七の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額を合算した額

第三条第五号ウ中「別表第六」を「別表第八」に、「別表第五」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第八とし、別表第五を別表第七とし、別表第四を別表第六とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第五（第三条関係）

床面積等	手数料の額	適合証を添付した場合 の 手数料の額
一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	一一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
共同住宅等で三百平方メートル未満	一九、〇〇〇円	六、〇〇〇円

共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	三二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	五七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
共同住宅等で五千平方メートル以上	八七、〇〇〇円	四五、〇〇〇円

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。
別表第一（第二条関係）

床面積等	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
共同住宅等で三百平方メートル未満	三七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	六三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一一四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
共同住宅等で五千平方メートル以上	一七三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第二号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号の表住宅部分の部性能基準（省令第十条第二号に規定する基準をいう。第五号において同じ。）の款中「第十条第二号」の下に「イ（一）及び同号ロ（一）」を加え、同部に次のように加える。

誘導仕様基準（省令第十条第二号イ及び同号ロ（一））及び同号ロ（二）に規定する基準をいう。第五号及び第七号において同じ。）	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	共同住宅等で三百平方メートル未満	三七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
	共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	六三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一一四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
	共同住宅等で五千平方メートル以上	一七三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円

第三条第一項第五号の表住宅部分の部に次のように加える。

誘導仕様基準	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	一一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	共同住宅等で三百平方メートル未満	一九、〇〇〇円	六、〇〇〇円

第三条第一項第七号の表住宅部分の部モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ（一）（i）及び同号ロ（一）に規定する基準をいう。）の款及びフロア入力法（省令第一条第一項第二号イ（一）（ii）及び同号ロ（一）に規定する基準をいう。）の款を次のように改める。

モデル住宅又はフロア入力法（省令第一条第一項第二号イ（一）及び同号ロ（一））に規定する基準をいう。）	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
第一項第二号イ（一）及び同号ロ（一）に規定する基準をいう。）	共同住宅等で三百平方メートル未満	三七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
	共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	六三、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円
第一項第二号イ（二）及び同号ロ（二）に規定する基準をいう。）	共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一一四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
	共同住宅等で五千平方メートル以上	一七三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円

第三条第一項第七号の表住宅部分の部仕様基準（省令第一条第一項第二号イ（一）（三）及び同号ロ（一）（三）に規定する基準をいう。）の款中「いう。」の下に「又は誘導仕様基準」を加える。

この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）